

退会の届け出について

退会にあたって（ガイドブック掲載）

退会届・休会届を提出することはメンバーとしての道義的責任ではなく、定款および特定非営利活動促進法にも定められた法的責任です。休会・退会する場合は以下のプロセスに従い、必ず届け出をしてください。なお、退会届が受理されない限り会員資格は継続されるため、次年度以降の会費納入義務が発生する場合があります。

退会までのフローチャート

1. 退会面談希望の旨を事務局へ連絡
事務局メールアドレスへその旨と面談希望日時をいくつか提示したメールをお送りください。
2. 退会届に理由を記載
3. 退会面談実施
当日は退会届を持参のうえ、面談を受けてください。
4. 退会届提出
届けに不備がなければ面談者が受け取ります。
5. 退会届受理
退会処理後にメールにてその旨を連絡します。

留意事項

- 退会にあたっては事務局との面談が必要となります。退会届に理由を記載の上、面談に臨んでください。
- 退会后、公開講座などを除いて、当法人が実施する活動に参加することはできません。
- 退会后、再度、活動に参加するには年度内であっても再入会が必要となります。その際の年会費は5000円に減免されます。
- 定款の規定により会費は返金できません。

退会願

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

あおもり若者プロジェクト クリエイト

理事長 久保田 圭祐 様

下記の理由により、貴法人のメンバー会員を退会したいので、「退会願」を提出します。
なお、年会費など支払うべき費用はすでに納入済みですので、ご確認をお願いいたします。

登録コード			
氏名		同意者署名	印
退会理由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

(事務局記入欄)

指導部面談	／		
法人受理	／		
会費確認	／		
退会処理	／		